

7. 掘削

7.1 埋設農薬の掘削・回収作業（行動5）

埋設物の掘削・回収は、以下の手順で作業を進める。

埋設農薬の上部の土砂（汚染されていない範囲）を掘削・撤去する。

埋設農薬に接触しているビニルシート、土砂やセメントを掘削・撤去する。

農薬埋設地点に滞留水がみられる場合は、これを汲み上げて容器に保管する。

容器が破損していない農薬は、手作業にて小型の容器（コンテナ等）に移し替える。もし、農薬のラベルが判読可能ならば、その記録を残す。

水銀剤や液剤を発見した場合には、他の農薬と区別した容器に破損することのないように移し変える。

容器が破損している農薬や周辺の汚染されている土・セメント等は別の容器（ビニル袋等）に詰める。

の農薬等を詰めた容器をそれぞれ、大型の保管容器に入れる。

埋設物を撤去した後、底部に滞留水がみられる場合は、これを汲み上げて容器に保管する。

汚染されている底部の土壌やセメント等を撤去する。コンクリート造保管設備の場合には、その表面の汚染部を削り取り、それらを除去して保管容器に詰める。また、その後洗浄して、その排水は容器に保管する。

掘削部分の周辺及び下部の土砂を採取して、埋設農薬による汚染の有無を確認する。

掘削作業完了後も周辺環境監視を1年間継続する。

掘削現場を一般土によって埋め戻す。

7.1.1 埋設農薬上部の土砂掘削・撤去（ ）

事前調査で判明している埋設物の上部10cmより上に存在する土砂を撤去する。なお、埋設物から30cm程度までは機械作業が可能であるが、より近傍の部分については手作業により進める。

掘削した土壌のうち、事前の調査で汚染がないことが確認されているものについては、通常の残土と同様の扱いとする。当該地区の埋め戻しに使用しても差し支えない。汚染されている場合には、POPs等農薬による汚染物として処理する。

7.1.2 埋設農薬に接触していた物の掘削・撤去（ ）

農薬に直接接触していたビニルシート、土砂(厚さ10cm程度)、セメント等については、汚染のおそれがあると考えられるので、これらについては必ず汚染物として保管容器に移し替える。なお、農薬に直接接触していたセメント等があった場合には、保管容器に入る形状になるまで、当該場所で破碎する必要がある。この際にも、農薬等が周囲に飛散しないように注意して行う必要がある。

7.1.3 滞留水の汲み上げ（ ）

埋設物の周囲に水が溜まっている場合にはこれを汲み上げてから、内部の土壌やコンクリート構造物等を撤去する。汲み上げた水は容器に保管する。この際、各容器から少量の試料を採取しておくことが望ましい。なお、作業中に底部に水が湧いた場合も滞留水と同様に汲み上げて容器に保管する。また、現場周辺の地下水位が高く、帯水層と埋設農薬等が接触している場合には、周辺からの地下水の流入を防ぐ措置を施してから、滞留水を汲み上げる必要がある。汲み上げた水についても、簡易分析等により水銀剤の有無を確認した上で、農薬と同様に分別することが望ましい。

さらに、汲み上げた水については、汚染状況を把握するために、POPs等農薬、水銀、有機ヒ素、チウラム、有機燐（パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン、EPN）等について分析する。

7.1.4 農薬の回収（ ）

埋設物の上部の被覆物を除去した後、農薬の保存状態や性状に応じて回収作業を行う。

(1) 農薬容器が破損していない場合

農薬容器を破損しないように、慎重に手作業で農薬容器を密閉可能なジッパー付きビニル袋等に移し替えてから、小型のコンテナやドラム缶等に移し替える。その際に、ラベルが判読可能な場合には農薬の種類ごとに分けてその記録を残す。なお、紙袋に入った農薬については見かけ上保存状態が良くても、含水して膨張しているものがあり、非常に破損し易いので注意して取り扱う必要がある。

また、水銀剤と確認できた農薬については、他の農薬と区別した小型コンテナやドラム缶等に移し変える。

(2) 農薬容器が破損している場合

容器が破損して農薬等が現場内で散乱している場合には、当初から作業員が立ち入ることを避け、バックホウ等による機械作業で掘削する。現場内に水が滞留している場合には、まず滞留水を汲み上げて、保管容器に移し替える。その後、泥状になっている農薬やセメント等を掘削・撤去する。このセメント等は保管容器に入る大きさに切断してから保管容器に詰める。

7.1.5 底部・側壁の汚染されている土・コンクリート等の撤去（ ）

農薬等を撤去してから、掘削対象範囲にある土壌を汚染物として保管容器に移す。コンクリートの場合には、表面を削って汚染物として保管容器に移し、さらに水にて洗浄し、その排水は適切に容器に保管する。

7.1.6 掘削部分の周辺及び下部の土砂の汚染状況の確認（ ）

掘削部分の周辺及び下部の土砂を採取して、埋設農薬による汚染の有無を確認する。

埋設農薬の下部の土砂については、漏洩による汚染を事前に確認する方法がないので、掘削後に下部の土砂を採取して分析する（「5.5 一次調査の実施（Step5.3）（3）試料の分析」に準じて行う。）

7.1.7 汚染物の取扱い（ ）

周辺環境確認調査により「汚染がある」と判断された土壌等は農薬と同様に、処理する必要があり、それまでは適切に保管する。なお、これらの掘削物を保管施設にて保管することなく、そのまま処理施設に直接搬入する場合には、作業現場内の仮置き場所（「6.2 掘削作業計画書の作成（7）」参照）にて保管することになるが、その保管期間が長期にわたることのないようにする。

7.1.8 掘削作業完了後の環境監視（ ）

掘削作業による影響が現れるのに時間がかかる可能性があることから、掘削作業完了後1年間は周辺環境監視を行う。

7.1.9 掘削現場の埋め戻し（ ）

埋設等農薬及び汚染された土壌等を掘削・撤去容器に保管した後、汚染されていない土壌で埋め戻す。

7.2 埋設農薬の掘削・回収作業中の作業安全管理・環境汚染防止（行動6）

埋設農薬等の掘削・回収作業中の作業安全と環境汚染防止の基本方針は以下のとおりとする。

作業員の安全を確保するために、適切な安全具・装備を用いて作業を行う。また、農薬等に係る情報の作業員・管理者への周知徹底を図る。

掘削現場は、飛散防止のためにシートや仮設テント等にて、周辺から隔離する。

作業時に使用する作業着・手袋等は、使い捨てのものを使用し、作業靴等は一日の作業完了時に丁寧に洗浄し、付着物等を場外に持ち出さないようにする。

掘削作業中は、定期的に周辺環境監視を行う（「8.周辺環境監視」（行動7）参照）。

7.2.1 作業員の安全管理

（1）安全装備

埋設農薬の中には、急性毒性の高い農薬等も含まれる可能性がある。そのため、作業に当たっては、皮膚接触や吸引を回避するために必要な作業安全装備（農薬を浸透させない作業服・安全マスク・手袋・保護眼鏡等）を必ず装着した上で作業に当たる必要がある。

また、作業安全装備を装着した作業は高温多湿な状態となり、非常に体力を要し疲労することから、1回の作業は2時間程度を限度とし、十分な休憩を取りながら作業を進めるよう留意する。

（2）農薬に関する情報

掘削作業中の安全管理に当たっては、農薬散布時の注意事項が参考となる。一般的注意事項の記載例を別添6に取りまとめているので参照されたい。

（3）万一身体に異常を感じたとき

掘削作業中に万一身体に異常を感じた作業員が出た場合は、直ちに作業を中止し、異常を感じた作業員は、医師の診断を仰ぐようにする（別添7のPOPs等農薬等による中毒症状及び応急措置一覧を参照）。なお、応急措置等を講ずるための洗浄水等についても必要に応じて用意しておく。

7.2.2 周辺からの隔離

作業現場は周辺からシートやテント等で隔離する。なお、閉鎖型作業空間から場内大気を場外に排出する際には、臭気や農薬成分が飛散している可能性が高いので、適切な排ガス処理装置を用いてから排出することとする。また、処理後のガスについても、排出口の位置については、通行人等の状況に配慮する必要がある。

7.2.3 作業着等の扱い

作業着等については、汚染物が付着する可能性があるため、使い捨てのものを使用し、使用後の作業着は他の汚染物と同様に取扱うことが望ましい。

8 . 周辺環境監視（行動 7）

掘削作業の実施等により埋設農薬が漏洩する可能性を考慮し、周辺環境の状態について調査と目視による確認を行う必要がある。そのため、「3 . 埋設地点の確認調査」（行動 2）ならびに「5 . 掘削対象範囲確定（周辺環境確認調査）」（行動 3）を踏まえて、掘削準備の段階で周辺環境監視計画を策定し、本計画に則して、掘削作業中及び掘削完了後において、環境監視を実施する。

8 . 1 目的

掘削作業に伴う周辺環境への影響及び埋設農薬の取り残しの有無を適切に評価するためには、作業中及び完了後において周辺環境の継続した監視を、計画的に実施することが必要となる。そのために、埋設地点周辺の地下水（周辺に河川や湖沼がある場合はこれらを含む（以下、地下水等））・大気の試料を採取して、分析する必要がある。また、現地踏査により周辺水系や植生等に異常がないかを目視にて確認する。

（1）掘削作業中

ア 掘削作業によって埋設農薬の被包を破損し、農薬を漏出させる可能性があるため、その周辺土壌・地下水への漏洩による影響がないかを確認する。このため、地下水等の定期的監視を行う。

イ 掘削作業中の埋設農薬の露出による、周辺への漏洩・飛散等による影響がみられないかを確認する。このため、作業現場外の大気について常時監視を行う。

（2）掘削完了後

作業完了後一定期間は、埋設農薬等の掘削作業による影響が遅れて出てくる可能性があるため、最低 1 年間は周辺環境監視用の地下水観測用の井戸を保持し、その間地下水等の試料採取・分析を行う。

8 . 2 周辺環境監視計画の策定

（1）調査地点の考え方

ア 地下水等

地下水については、「5 . 掘削対象範囲確定（周辺環境確認調査）」（行動 3）で設置した観測用の井戸の中で、汚染が観測されていない井戸のうち、掘削対象範囲の最も近傍にあるものを周辺環境監視用の井戸として利用する。対象地区の地下水の流向が明確になっている場合には、埋設地点の上流部と下流部の 2 地点における観測を行う。なお、地下水の流向が不明確な場合には、周囲 4 地点の観測用の井戸における観測を行う。

イ 大気（掘削作業中のみ）

掘削作業中には、作業現場からの大気中への農薬の拡散の可能性があることから、風向や作業現場内空気の排気口の位置等に配慮して、大気試料を採取してラボ分析を行う。なお、大気の採取方法としては、水銀については「有害大気汚染物質測定方法マニュアル（水銀・ベンゾ[a]ピレン）」（環境庁大気保全局大気規制課）、その他の物質については「平成13年度第2回内分泌攪乱化学物質検討会」の資料6として「平成12年度内分泌攪乱化学物質大気環境調査結果について」（環境省管理局大気環境課）を参考にすること。

（2）監視項目

監視項目は表8.1を基本とする。

農薬の漏洩等による汚染の兆候については簡易分析あるいは臭気の確認を行い把握に努めるが、必ず兆候を捉えきれないわけではないため、兆候の有無にかかわらず埋設農薬に含まれる可能性のあるPOPs等の物質についてラボ分析も行う必要がある。

ア 地下水等

pH、電気伝導度、塩素イオン（TOCを追加しても良い）について簡易分析を行う。埋設農薬に含まれていることが考えられるPOPs等及び土壌・地下水についての環境基準の設定されている水銀や有機ヒ素、チウラムや有機燐（パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン、EPN）、あるいは銅等の重金属類POPs等農薬成分と「5.掘削対象範囲確定（周辺環境確認調査）」（行動3）で検出された成分についてはラボ分析する。

イ 大気（掘削作業中のみ）

臭気の有無を作業現場の外部において確認する（なお、臭気強度計等を用いて測定しても良い）。また、POPs等及び水銀の周辺への拡散状況を把握するために、作業現場の風下において大気試料を採取してラボ分析する。

（3）調査頻度

調査頻度は、表8.1を基本とする。なお、簡易分析においてそれまでと違う濃度の上昇傾向が見られた場合や、臭気の確認においてそれまでより強いあるいはそれまでとは異質な臭気を確認した場合は、漏洩等による汚染を疑い、その都度、直ちにラボ分析を行う。

表8.1 周辺環境監視の項目と調査

時期	方法	監視項目	監視頻度
掘削作業中	目視	周辺水系、植生等に異常がないか確認	毎日1回
	水質分析	簡易分析：pH、EC、塩素イオン（TOCを追加しても良い）	毎日1回
		ラボ分析：POPs等、水銀、チウラム、有機ヒ素、有機燐、重金属類	毎月1回 ^{注)}
	大気分析	臭気の有無を風下にて確認	随時
		ラボ分析：POPs等、水銀	毎月1回 ^{注)}
掘削完了後	目視	周辺水系、植生等に異常がないか確認	隔月、1年間
	水質分析	簡易分析：pH、EC、塩素イオン（TOCを追加しても良い）	年2回(多雨期と湯水期)、1年間
		ラボ分析：POPs等、水銀、チウラム、有機ヒ素、有機燐、重金属類	年2回(多雨期と湯水期)、1年間

注：簡易分析あるいは臭気の確認で異常が見つかった場合には、ラボ分析も行う。

8.3 異常がみられた場合の対応

(1) 掘削作業中

掘削作業中に異常がみられた場合には、早急に作業を中止して、「5.掘削対象範囲確定（周辺環境確認調査）」（行動3）に準じて、原因となる漏洩地点を確認するとともに、周辺への漏洩範囲を確定する必要がある。そして、必要な対策をしてから作業を再開する。

(2) 掘削完了後

掘削完了後に監視の結果異常が見られた場合には、「5.掘削対象範囲確定（周辺環境確認調査）」（行動3）に準じて、原因となる漏洩地点を確認するとともに、周辺への漏洩範囲を再確定する必要がある。そして、必要に応じ追加掘削を検討する。

9．保管（行動8）

9．1 基本方針

掘削・回収した農薬の保管の基本方針は以下のとおりである。

掘削・回収した農薬等は、安全性や分解性能が確認された無害化技術による最終的な処理がなされるまでの間、適切に保管する。保管に当たっては、廃棄物処理法に従い適正に取扱う。

保管に当たっては、周辺環境への漏洩を招かないように適切な保管容器を選定する。

保管場所においては、周辺への漏洩がないことを確認するため、定期的な環境監視を行う。

9.1.1 保管期間ならびに保管中の管理責任

掘削された埋設農薬等については、安全性や分解性能が確認された無害化技術による最終的な処理がなされるまでの間、保管中の紛失、盗難に十分留意し、保管された数量を確認しながら、適切に保管する。保管に当たっては、廃棄物処理法に従い適正に取扱う必要がある。

保管場所は、風雨や高温多湿を避け、容器破損時にも汚染物が周辺環境（土壌・地下水・大気）へと漏洩しないような構造となっている必要がある。

9.1.2 掘削現場での保管容器の使用

POPs等農薬等の有害性を考慮して、内容物の煩雑な移し替え等を避けるため、掘削場所にて掘削物を入れた容器をそのまま保管容器とする必要がある。必要に応じ、これらの保管容器をさらに大きな保管容器に入れて保管する。

9.1.3 保管中の定期監視

農薬等の保管場所においては、定期的に、保管状況の目視による監視を行うとともに、必要に応じて周辺環境中でのPOPs等物質の分析を行う必要がある。また、万一保管中の内容物の漏洩が認められた場合には、速やかに周辺環境中でのPOPs等物質の分析を行い、環境中への汚染の状況を確認するとともに、保管容器ごとに別の容器に移す等適切な措置を講じる。

9.2 保管容器に係る要件

保管容器については、農薬ならびに汚染された土壌及び滞留水を搬出する際に飛散・こぼれ・漏洩等がないように適切な措置を施した容器を用いる必要がある。また、内容物の重量や形状を勘案して十分な耐久性を有している必要がある。

9.2.1 保管容器の材質等

農薬の保管は数年に及ぶ可能性もあるため、保管容器は、密閉性、堅牢性、耐腐食性等が数年間維持できるものである必要がある。一方、農薬等の無害化処理に当たって容器ごと処理する必要がある。これらの要件を満たす保管容器としては、以下のような容器が適当と考えられる。

- (1) 鋼製ドラム缶（ステンレス製のものは除く）
- (2) 既製のペール缶（ステンレス製のものは除く）
- (3) プラスチック容器で密閉構造のもの

保管後の取扱等を考えると、鋼製ドラム缶が強度ならびに取扱の容易さからみて、優れていると考えられるが、小型のプラスチック容器やプラスチック製ドラム缶を利用しても、後の処理時に問題とならない形状であれば構わない。なお、保管容器ごと熱処理により無害化処理を行う場合は、溶融・燃焼・変形しないステンレス製容器は、取扱いが難しいので避けたほうが良い。

9.2.2 保管容器の容量その他

容器の容量は、移動時のハンドリング及びその後の処理を考慮して、決定する必要がある。

9.3 保管場所に係る要件

農薬等を保管する施設については、廃棄物処理法の保管基準を遵守するとともに以下の条件を満足している必要がある。

保管容器への風雨等による影響を受けないような条件を保持できる。

万一、保管容器からの漏洩があっても、その拡大を抑制できる設備を有している。

保管容器等への住民との接触や他の物品と混ざること等を避けることができる。

9.3.1 保管施設の場所等

農薬等の保管容器は、風雨や高温多湿な状態に置かれると、変質・老化する危険性が高くなるので、保管容器をそのような状態に置かない設備を有している必要がある。また、豪雨時に冠水したり、土砂崩れが危惧されたりするような場所は保管場所としてふさわしくないので、場所の設定にも十分配慮する必要がある。

なお、埋設農薬の中には、溶剤が残存している場合もあるので、揮発・引火等を防止するために、遮光にも配慮する。

9.3.2 保管施設の床・基礎構造

保管容器から、万一、内容物の漏洩等があっても、内容物が即座に表流水や地中へ浸透することのないように、当該場所はコンクリート構造とし漏洩拡散防止壁等を整備しておく必要がある。なお、防水性を高めるために、樹脂等の防水シーリング剤（エポキシ樹脂等）を床と壁面の下部に塗布することが望ましい。

9.3.3 保管中の農薬等との接触の防止

保管容器の保管場所には、むやみに人が立ち入ることのないよう管理できる構造となっている必要がある。また、他の物品も入り混じって置かれていると、誤って農薬の保管容器に接触するおそれがあるため、他の物品と保管容器を区別する管理システム（仕切り、標識等）を整えておく必要がある。

9.3.4 その他

回収した埋設農薬等を保管場所へ運搬する際は、廃棄物処理法の規定を遵守する必要がある。埋設農薬の処理に当たって環境省廃棄物・サイクル対策部から発出されている技術的留意事項においても「収集運搬」の遵守事項が示されており、そちらも参照する。

9.4 保管中の監視

農薬等を充填した容器を保管している施設においては、保管中の容器の破損や変質等による漏洩の有無を監視する必要がある。その監視は主に以下の方法による。

目視による保管状況の監視

化学分析による漏洩の有無の監視

監視項目と監視の頻度は概ね次のとおりとする。

(1) 目視による監視（毎月）

保管場所において、以下の事項について監視し、異常のないことを確認する。万一、保管中の内容物の漏出等が確認された場合には、速やかに周辺環境中でのPOPs等農薬の分析を行い、環境中への汚染の状況を確認するとともに、保管容器ごとに別の容器に移す等の適切な措置を講じる。

ア 容器の変色・変形

イ 容器からの漏出

ウ 保管場所の床面の亀裂・変色

(2) 化学分析による監視（年1回）

周辺環境中でのPOPs等農薬、pH、塩素イオン等の分析を行う。

10．埋設農薬を早期に掘削処理しない場合の対応（行動9）

10．1 基本方針

埋設農薬の掘削処理は、埋設地点が確認された後は迅速に進める必要があるが、所轄区域内に複数の埋設地点がある場合や、土地利用状況等の制約がある場合は、早期に掘削に着手できない埋設地点がある場合も想定される。このような状況にある場合については、次に示す対応を基本方針とする。

「5．掘削対象範囲確定（周辺環境確認調査）」（行動3）を行う。

調査の結果漏洩が認められる場合は、早急に掘削処理する。

漏洩があるものの掘削処理が困難な場合には、汚染拡大防止対策を施す。

掘削処理が困難な状況が解消された場合には、早急に掘削処理する。

埋設農薬の掘削処理を早急（1年以内を目処とする）に行わない場合であっても、埋設農薬の漏洩による周辺環境への影響を把握するために、「5．掘削対象範囲確定（周辺環境確認調査）」（行動3）を行う必要がある。そして、周辺環境確認調査において漏洩が発見された場合には、当該埋設農薬を早急に掘削処理する必要があるため、埋設農薬の掘削処理の優先順位を最上位に上げる。

しかしながら、当該埋設地点の上部に構造物が建築されている等の特殊な事情（「4．掘削時期の決定」参照）があり、掘削処理が容易に行えない場合には、漏洩による環境汚染の拡大防止対策を施す必要がある。その上で、防止対策による効果を検証し、周辺環境への影響を評価するために、対策工事の施工後もその周辺における環境監視を行う。

また、掘削処理を困難とする状況・事情が解消された（される）場合には、早急に掘削処理を行う必要がある。例えば、当該埋設地点の上部にある構造物の更新・撤去等が予定される場合には、その作業に合わせて、掘削処理を進めることが有効である。したがって、関連情報の収集を定期的に行うことにより事業予定等を事前に把握し、連携して埋設農薬の掘削処理が行えるように努める必要がある。

10.2 優先度の評価・判断

埋設農薬を早期に掘削しないと決断した場合であっても、次に示すような状況にある場合には、早期に掘削処理する必要がある。

周辺環境への「漏洩がある」と判断された場合

埋設形態の変化や埋設地点周囲での改変行為がある場合

埋設地点に水が滞留している場合

埋設農薬を早期に掘削処理しないとされた埋設地点においては、掘削処理を開始するまでの期間中であっても、以下のような状況においては、直ちに掘削する必要がある。

(1) 周辺環境への「漏洩がある」と判定された場合

周辺環境確認調査の結果、埋設農薬の漏洩が明らかとなり、地下水の流況からみて汚染が拡大する可能性が高く、周辺環境への影響があると判断された場合には、利用されている井戸の水質分析をした上でその利用の制限をするとともに、当該汚染範囲ならびに埋設農薬を掘削・撤去する必要がある。

(2) 埋設形態の変化や埋設地点周囲での改変行為がある場合

早期に掘削を行わないと判断した埋設地点であっても、降雨等により表土が流出して埋設物の一部が露出する場合や、埋設物の上や隣に新しい家屋、倉庫及び道路等が建設される場合が考えられる。

このような場合、埋設物が露出し、十分な周辺環境汚染防止策が取られないまま放置することは危険であることから、早急に掘削するか、あるいは、新たな封じ込め措置を施す必要がある。

一方、現時点で周辺への漏洩が認められない場合でも、建築物や道路の改修等に伴い掘削工事が行われると、周辺環境汚染のおそれが生じる。したがって、埋設地点及びその周囲で改変行為が行われたり、計画された場合には、新たに汚染防止策を施すか、当該埋設農薬や汚染物等を掘削することが望ましい。

(3) 埋設地点に水が滞留している場合

埋設地点において、埋設槽等の中に水が溜まっている場合や埋設物が水に浸かっている場合は、農薬等が移動しやすくなっていると考えられる。そのため、これらの水を採取して、POPs成分等を分析することが望ましい。その結果、POPs成分等により汚染されている場合には、滞留水の拡散を防止する措置が必要である。汚染されていない場合でも、滞留水が漏出する可能性があるため同様の措置をすることが望ましい。埋設地点の掘削が可能な状況となった場合は、早急に埋設地点を掘削し、滞留水を除いた上でその内容物を回収・処理することが望ましい。なお、掘削作業時には滞留水が漏洩しないよう十分な配慮が必要である。

10.3 掘削時までの管理

埋設農薬の掘削処理を適切かつ迅速に進めるに当たっては、掘削開始までの間、次に掲げる事項を適切に行う必要がある。

埋設農薬の現況についての周辺住民説明

汚染拡散防止対策と周辺環境監視

土地利用の変化に伴う掘削機会の再検討

(1) 埋設農薬の現況についての周辺住民説明

直ちに掘削を行わない場合は、周辺住民が埋設農薬に由来する環境汚染へのおそれを抱くおそれがあることから、周辺住民に対しては、埋設農薬の現況や管理状況について事前に説明しておくことが望ましい。また、掘削作業に際しては、周辺住民の意向等も踏まえる必要があるため、周辺住民に対して、予定している掘削処理事業の内容や実施時期等についても説明しておく必要がある。

(2) 汚染拡散防止対策と周辺環境監視

掘削時期までの間に周辺環境汚染が生じないように、当該埋設農薬からの環境影響を最小限に抑えるための対策とその監視を行う。

対策の実施のために埋設地点近傍で工事等を行う場合には、周辺住民に対し当該地区に埋設農薬が存在している旨を説明し、作業中には十分配慮する。

また、周辺環境監視及び定期的な現地踏査を行い、異常がないか確認し、結果を記録する。

(3) 土地利用の変化に伴う掘削機会の再検討

埋設地点の上部に構造物がある場合等の理由により、掘削を実施しないと判断した場合であっても、土地利用状況の変化によって、掘削処理の障害となっていた構造物の撤去が可能となる場合もあるので、そのような場合は、掘削が行えるかどうかについて再検討する必要がある。また、このような好機を逃すことのないように、定期的な現地踏査やヒアリング等、関係機関との協議の場を通じて、関連情報を収集しておくことが必要である。

10.4 環境汚染拡大防止対策

「漏洩がある」と判断されても、特殊な事情により埋設農薬を直ちに掘削できない場合には、周辺環境への汚染拡大防止対策について、別途、都道府県の所轄部局と以下の事項について協議・検討する必要がある。

「漏洩がある」と判定されても、特殊な事情により工事開始まで期間を要する場合には、都道府県の所轄部局と協議・検討して以下のような汚染拡散防止策を検討して実施する必要がある（詳細は、別添10の汚染拡大防止対策を参照）。

- (1) 埋設地点周囲への遮水工（矢板工等）の施工
- (2) 周辺地下水の汲み上げ等による、地下水流の制御
- (3) 周辺地下水の取水・飲用・散布の禁止
- (4) 周辺土壌の掘削・移動の制限